

至急 以下の署名をお願いします。未成年者可。（これまでに約10,000筆の署名を厚労省・中医協に提出済み）署名は取りまとめ団体経由で、あるいは直接、下記の子どもに無煙環境を推進協議会までお送りください。（ファクスでの送信も可、〒540-0004 大阪市中央区玉造1-21-1-702 Tel, Fax06-6765-5020 メール muen@silver.ocn.ne.jp）

厚生労働大臣 様 中央社会保険医療協議会 御中

禁煙治療の保険適用の要件緩和、及び歯周疾患対応の保険新設の要請

【趣旨】

2006年4月に制度化された禁煙治療の保険適用（ニコチン依存症管理料）は、医療機関と喫煙者・家族だけでなく社会の関心も深く、保険適用機関は2010.11現在、約11,000となっており、受診者数は毎年15万人前後とのことです（年間医療費は推定約75億円）。しかし成人喫煙者数は約2,495万人（2010年JT試算）であるため、この受診者数は現喫煙者数の約0.6%にとどまっています。

喫煙者の禁煙治療はご本人の喫煙離脱と健康づくりだけでなく、周りの受動喫煙の危害をなくし、社会的損失を低減するためにも優れた医療制度ですので、下記の要件緩和、及び歯周疾患対応の禁煙治療の保険適用新設により、より多くの禁煙治療の機会拡大を促進していただけるようお願いいたします。

【内容】

（1）タバコが原因の疾病の予防には若年層（未成年者を含む）の禁煙治療が必要であり、ブリンクマン指数（喫煙指数、1日の喫煙本数×喫煙年数）による制限をなくしてください。

（ニコチン依存症は早期に治療するほど治療効果が高まるので、本指数が200未満の若年層の禁煙治療の開始が遅れると治療成功率が低下することは明らかです。）

（2）保険治療の初回対象に入院患者も含めるよう制限を撤廃してください。

（喫煙者の入院患者の治療疾病は、喫煙に関わる要因が多い可能性があり、また治療や手術成績に禁煙が必要不可欠で効果が上がる場合が多く、入院患者の禁煙のインセンティブ（動機）は高く効果的です。）

（3）禁煙治療開始から1年を経過していない場合の再治療に医療保険適用不可は合理的でないので、1年を経過していない再治療にも保険適用を認めてください。また、治療成績向上のため受診回数・期間の制限を撤廃してください。

（4）歯科（歯周疾患対応）の禁煙治療の保険適用を新設してください。

（喫煙者は歯周病で歯を失う人が多くいます。禁煙により歯肉炎・虫歯・歯喪失・義歯修正等の減少が期待され、末永くよく噛み味わえるようになり、歯科での禁煙支援は歯科治療の一環として非常に重要です。）

署名者（未成年者も可、全部埋まらなくても構いません。用紙不足の場合はコピーいただくか、上記会までご請求ください。）

名前

住所

機関名・役職（書かなくても構いません）

呼びかけ団体 **NPO法人日本禁煙学会** の下の行に、署名集めにご協力いただける団体名などを追加明記いただいても構いません（署名欄の行数調整も）。関係諸団体の広範なご協力・転送転載・周知・紹介などを是非によろしくお願いいたします。

- ・署名用紙が多く必要な場合は当方で印刷してお送りすることもできます。
- ・可能な範囲で多くの署名をよろしくお願いいたします（イベント会場や会員送付の機会などを含め）。
- ・皆さまの周りで可能な機関がありましたら、協力依頼方よろしくお願いいたします。
- ・2010年2月までに約9,600筆の署名を厚労省・中医協に提出しましたが、2010年度診療報酬改定に盛り込まれなかったため、実現するまで署名集めを継続しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
- ・このpdf版を以下に掲載しています→<http://www.eonet.ne.jp/~tobaccofree/chiryokaitei910.doc>
- ・この件の連絡は以下まで：Tel, Fax06-6765-5020 携帯090-9873-5064 メール muen@silver.ocn.ne.jp